日本共産党　市議団だより 2018年7・8月号

伊藤いく子議員 ☎21－5759　岩永安子議員 ☎23－0101　角谷敏男議員 ☎26－3012
〒680-0842 鳥取市尚徳町116　鳥取市議会控室　☎ 0857－20－3335（直通）

ホームページ：
日本共産党鳥取市議団
http://d.jcp-torishigidan.net/
伊藤いく子議員（鳥取で子育てまっしぐら）
http://i.jcp-torishigidan.net/
ブログ・角谷敏男議員（角さんの飛脚便）
http://k.jcp-torishigidan.net/
岩 永 安 子議員（こんにちは岩永やす子です）
http://iwanaga-yasuko.jimdo.com/

高すぎる介護保険料 軽減制度の拡大を!!

岩永安子（いわながやすこ）議員

多くの市民が「高い介護保険料を安くしてほしい」と願っています。

ところが、鳥取市独自の低所得者の軽減制度は、保険料第１段階の人の中で、本人と家族を含めた収入や預貯金、扶養の状況等一定の条件を満たす人に限り、保険料を２分の１に減額するものです。その実績は27年度が13件で21万９千円、28年度が17件28万６千円、29年度が12件で20万２千円と、ほんのわずかな金額の減額です。

一方、介護保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際の保険給付が滞納額に応じて、自己負担が３割負担となったり、いったん全額支払って後で９割が償還するなどの厳しいペナルティがあり、それを受けた人は、27年度が25人、28年度が23人、29年度が24人になっています。

岩永やす子議員は第２、第３段階の人も非課税世帯であり、軽減制度の適用範囲の拡大を求めました。これに対し市長は、「被保険者全体の負担軽減や公平性の観点において、現状の対象を拡大していくことは考えてない。恒久的に整備していくためには、国全体として抜本的な対応が必要と考える」と答えるだけで、市の保険料減免制度の拡大に応じる態度はありませんでした。

地域防災計画に アスベスト飛散防止対策を!!

伊藤いく子（いとう）議員

深刻な健康被害をもたらすアスベストは、耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能があり、多くは建築材料に使用されてきました。本市においても、現在利用されている３施設及び閉鎖中の２施設で、吹きつけアスベストが使用されています。また、延べ床面積500平方メートル以上の民間建物については、現状把握のためにアスベスト調査台帳が作成されています。

伊藤いく子議員は、大地震のような緊急時でのアスベスト飛散防止の対応には、民間建物のアスベスト使用状況の把握が必要だと述べ、今後のさらなる取り組みについて質問。担当部長は、「国の交付金を活用し、述べ床面積300平方メートル以上の建物について、アスベスト調査台帳の整備を行う」と答えました。

また、**伊藤議員**は、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を紹介し、本市の地域防災計画にもアスベスト対策を盛り込むよう求めました。

市長は、「平成30年３月に県地域防災計画が見直され、アスベスト飛散防止対策が規定された。これを受けて、本市の地域防災計画にも規定していく」と答えました。

さらに**伊藤議員**は、「アスベスト台帳はレベル１の把握だ。環境省のマニュアルではレベル２の建材についても可能な限り把握することが望ましいとしている」と述べ、レベル２の把握についても検討するよう求めました。市長は、「県の地域防災計画でも環境省のマニュアルに従って把握に努めるとされている。本市もこれらの趣旨を踏まえた地域防災計画にしていきたい」と答えました。

小さな声も聞き取り・現地調査し、粘り強く取りあげ、前進へ!!

○６月補正予算で、小中学校のエアコン整備に向けた整備手法や整備期間等の検討調査費用、文化センターのトイレ洋式化費用が計上されました。
○増加する生活困窮者の相談支援のため、パーソナルサポートセンター（幸町の人権交流プラザに設置）の相談支援員を１名増員となりました。
○市営住宅の募集戸数を増やすため、修繕等を速やかに行うよう求め、一定の改善が実現しました。
○難病患者も市の公共施設の使用料減免の対象になりました。
（29年６月27日から）
○ＪＲ鳥取駅近くのさざんか会館、さわやか会館と道路・歩道が接続するように点字ブロックが敷設されました。
○28年12月から気高循環バスの宝木河内線の昼便が増便されました。
（電話予約が必要）
○就学援助の入学準備金が、希望者には３月支給となりました。

（ウラ面もお読みください。このチラシは政務活動費で作成しています。）

生活保護費決定不服申し立ての権利保障
説明文書は読める大きな文字に直せ!!

市役所は、ほとんどの場合市民に通知する文書は読みやすい大きな文字で文章を作成します。ところが、市の生活保護費の決定・変更に関する通知文書には、法律上その決定に不服の場合県知事に対し審査請求ができる説明が、読みにくい小さな文字で書かれ、事実上市民の権利を保障しないものです。これが４年前に変更されていました。

角谷敏男議員が、その理由の説明を求めたのに対し、担当部長は「国が定めた様式にもとづき、生活保護システムの通知書の様式が変更されたものである」と答弁しました。

平成26年　4月[redacted]日

〒680-[redacted]
鳥取市[redacted]
[redacted]
[redacted]様

鳥取市福祉事務所長

保護決定（変更）通知書

生活保護法による保護を次のとおり変更したので通知します。

1　保護の種類及び支給額

種　類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	一時扶助	合　計	本人支払額
月分支給・追給額							
月分支給・追給額							

5　この決定通知書が申請受理後１４日を経過した理由

1　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、鳥取県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、鳥取市を被告として（訴訟において鳥取市を代表する者は鳥取市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求をした日の翌日から起算して５０日を経過しても裁決がないとき。
②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

角谷議員は「国のいうことを機械的に当てはめるのは、許せない。お年寄りの人が、眼鏡があっても読めないと言っている。６ポイントの字で書いた字を元の12ポイントに直すべきではないか」とただしました。

角谷敏男（かくたにとしお）議員

市長は「裏面に少し大きな文字で記載する工夫は十分に可能である。分かりやすいように改善を図っていく」と約束しました。

「2025年の万国博覧会を大阪に誘致する」決議に反対しました

鳥取市議会は、大阪府知事が全国の自治体議会に誘致促進を働きかけている「2025年の万国博覧会を大阪に誘致する」決議をあげました。

岩永やす子議員は、「大阪万博はカジノ誘致とセットのもの。カジノは刑法に違反するばくちである。すでに、日本には500万人以上のギャンブル依存症患者がおり、万博のテーマである『いのち輝く未来社会の実現』にふさわしくない」と指摘。そのうえで「大阪北部地震による一部損壊世帯が2000戸近くあり、復興・暮らしの応援が第一です。鳥取市議会が決議をあげて、大阪府民のくらしを圧迫することになってはいけない」と、反対の討論をおこないました。

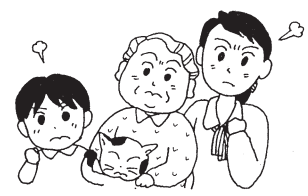

駅南庁舎・新庁舎の窓口業務の民間委託
市民サービスの向上になると言えない!!

一般会計補正予算の包括委託事業費は、市庁舎の移転新築にあわせて検討してきた窓口業務の民間委託を、来年度から駅南庁舎で実施し、市民総合窓口、福祉総合窓口、税総合窓口の３つの窓口で、ワンストップのサービスをめざすものです。それに合わせて、各関係担当窓口の連携強化をおこない、受付から終了までの待ち時間の解消、市民の諸手続きが集中する繁忙期における人員の確保をすることを目的としています。以下、角谷敏男議員の反対討論の主なポイントを紹介します。

(1)　今年１月に実施した市民課窓口アンケート結果では、「職員のあいさつ」、「説明のわかりやすさ」、「用紙の記入しやすさ」について、「満足・やや満足」があわせてそれぞれ83％から90％、総合満足度も約89％になっている。少ない正職員と、非正規の多い職員の対応に対する評価は、この間の努力の現れである。

(2)　ワンストップ化の目的と取り組みは評価できる。また市民の目線に立ち、市民に寄り添い様々な不安を解消し、待ち時間もさらに減らす努力は必要である。それは、職員がこれまで取り組んだ成果、知識・経験を生かしてこそ可能であり、アンケート結果からも職員の自覚と誇りをもっているからこそ、生かせるものである。

(3)　繁忙期に人員の確保が難しいのは、合併後正職員の削減を続け、労働条件が良くない非正規職員を中心に対応しているからである。これを民間委託に変えて、労働条件が改善され、必要な人員が確保できるという保障とはなりえない。

(4)　人事異動による一時的なスキルの低下が指摘されるが、他の部署の知識・経験をもつ職員の異動は、市民に他の部署に関わる説明が出来、窓口対応に生かせるという、民間委託とは異なる利点が存在する。市役所は、文字どおり**市**民にとって**役**立つ**所**で、窓口はその「顔」であり、包括窓口業務の民間委託が、市民サービスの向上につながるとは言えない。